

岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 38 号

岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則(昭和 47 年岩手県規則第 84 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
様式第 1 号 (第 4 条関係) [略] <table border="1"><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日 (<u>3 歳児</u> 4 歳 児 5 歳児)</td><td>本籍</td><td></td></tr></table> [略]	[略]				生年月日	年 月 日 (<u>3 歳児</u> 4 歳 児 5 歳児)	本籍		様式第 1 号 (第 4 条関係) [略] <table border="1"><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日 (4 歳児 5 歳 児)</td><td>本籍</td><td></td></tr></table> [略]	[略]				生年月日	年 月 日 (4 歳児 5 歳 児)	本籍	
[略]																	
生年月日	年 月 日 (<u>3 歳児</u> 4 歳 児 5 歳児)	本籍															
[略]																	
生年月日	年 月 日 (4 歳児 5 歳 児)	本籍															
様式第 3 号 (第 6 条関係) 保育料及び入園料減免台帳 (副簿) <table border="1"><tr><td>台帳番号</td><td>[略]</td><td><u>3 歳児</u>、4 歳 児又は 5 歳 児の別</td><td>[略]</td></tr></table> [略]	台帳番号	[略]	<u>3 歳児</u> 、4 歳 児又は 5 歳 児の別	[略]	様式第 3 号 (第 6 条関係) 保育料及び入園料減免台帳 (副簿) <table border="1"><tr><td>台帳番号</td><td>[略]</td><td>4 歳児又は 5 歳児の別</td><td>[略]</td></tr></table> [略]	台帳番号	[略]	4 歳児又は 5 歳児の別	[略]								
台帳番号	[略]	<u>3 歳児</u> 、4 歳 児又は 5 歳 児の別	[略]														
台帳番号	[略]	4 歳児又は 5 歳児の別	[略]														
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。